

## 安来市告示第217号

### 特定空家等の措置について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に認定した次の建築物について、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月20日

安来市長 田 中 武 夫



#### 1 対象となる建築物の所在等

- (1) 所在 安来市赤江町字三ツ頭185番地・186番地
- (2) 家屋番号 185番
- (3) 種類 居宅
- (4) 構造 木造瓦葺二階建
- (5) 述べ床面積 63.17平方メートル（登記面積）

#### 2 所有者等が行うべき措置の内容

1の建築物について、4の期限までに建築物を除却するとともに、その建築物の内部及びその周辺に残置されている動産を搬出し適切に処理すること。

#### 3 措置が必要な理由

空き家の平家部分の屋根の一部は剥離し、構造材の崩落、市道側の外壁面の破損が著しく、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態であるため。

#### 4 措置の期限

令和6年12月23日

#### 5 安来市長による措置

所有者等が4の期限までに2の措置を行わない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が当該措置を講じることとする。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

#### 6 動産等の取扱い

措置実施者が2の措置を行うときは、1の建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、適切に処分する。

動産等の権利を主張する者は、4の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう、7の問合せ先に通知すること。

#### 7 問合せ先

安来市建設部建築住宅課

住所 島根県安来市伯太町東母里580番地

電話 0854-23-3343